



じょう こん いん 浄 巖 院 楼 門

— 文化財建造物の保存修理 —

滋賀県教育委員会文化財保護課
主任技師 豊城 浩行

はじめに

浄巖院は、安土町大字慈恩寺にある、浄土宗のお寺です。このお寺の楼門は、県指定有形文化財となっていますが、痛みがひどくこの度、保存修理工事を行うことになりました。

文化財建造物の保存修理は、単にいたんだ部分を直すだけでなく、この機会にその建物の建築技法はもちろん、^{こんりゆう}建立後の沿革、類似調査、歴史的背景といった調査も行います。そしてこれらの成果は、工事の内容と共に、修理工事報告書として刊行し、記録を残すわけです。

浄巖院楼門の保存修理事業は、今年の8月

に始まり11月現在でようやく解体がはじまったところです。ですから建物の技法的な調査は、これから本格的にはじまるわけです。ここでは文化財建物の修理の際に、建物を単に直すということ以外に、どのようなことをしているのかを知ってもらうため、その一端を現段階までの作業について述べることにします。

1. 寺の歴史を調べる

建物が建てられ、あるいは修理されるのはそれを必要とする理由、経済力などがあって可能となることです。建物をより理解しよう



県指定 浄巖院楼門正側面

とすると、その建物だけでなく、建てられた背景、経過を知らなければなりません。またそのような事情が建物に形として現れている事もあります。このようなことから、まず寺の歴史を調べます。現段階では今までに判明している事をまとめたにすぎませんが、以下に述べます。

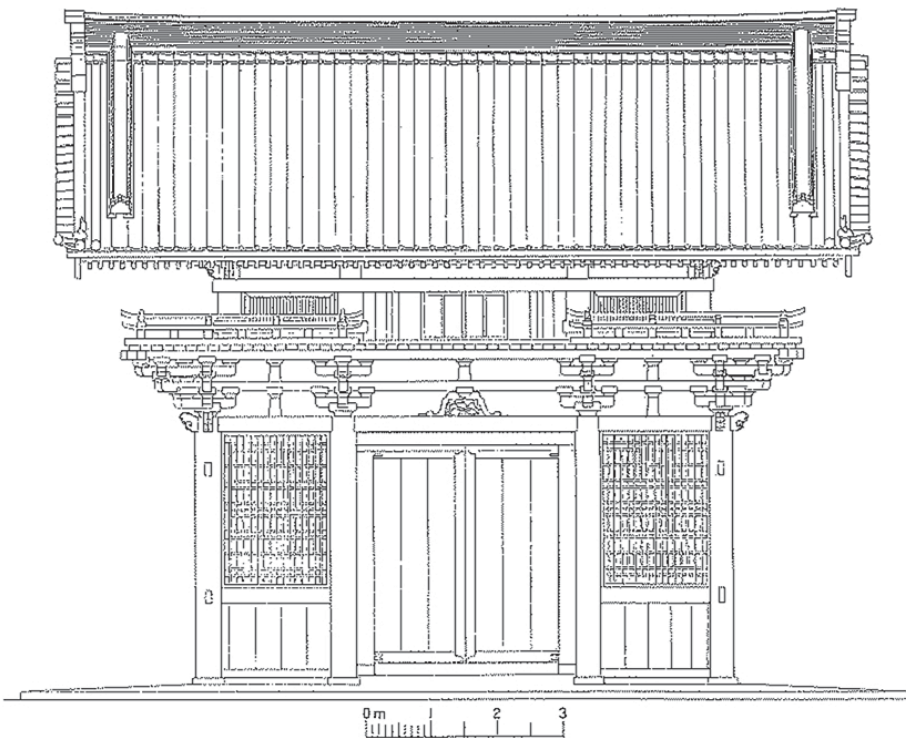
(1) 浄厳院の歴史

寺の開創は寺伝によると、聖徳太子が全国

に建立した四十八伽藍のうち、近江国に建てられた十二伽藍の一つに始まるといわれ、正平年間（1346～69）には、領主佐々木氏頼が母の菩提のため建立した天台宗慈恩寺威徳院と称したと伝えますが明らかではありません。しかし、現に慈恩寺は所在地の地名として残っていることによりみて、古くは慈恩寺として営まれ、後に浄厳院と改称されたと考えられます。



浄厳院楼門 正面全景



正面実測図

浄厳院と改められた年代については寺蔵の延宝9年（1681）の「参内由緒録」によれば、応永11年（1404）に天台宗から浄土宗に改められ、隆堯法印上人を浄厳院歴代上人の開山としたとあります。

その後、文明3年（1471）には兵火にかかって焼失しますが、再度佐々木氏によって再興されます。元亀元年（1570）には織田信長との兵乱で再び焼失しますが、後の再興は焼き打ちを行った織田信長が安土城下の建設にともない、天正5年（1557）に浄厳院再興の檀那となって工事を行い、栗太郡金勝山の僧、応誉明感を招いて寺院を整えました。この時、本堂は多賀村（現近江八幡市多賀町）の興隆寺弥勒堂を移建し、本尊についても二階堂から移しました。

信長による再興当時は、末寺808カ寺、享保年間には減って300余りとなりますが、大寺院であったことが分かります。

浄厳院で、歴史上著名なものに「安土宗論」^{あづちしゅうろん}があります。これは、天正7年5月27日、信長の命により、当寺で浄土・法華両宗の間で問答が行われ、浄土宗側の勝利に終わったできごとです。これは信長により仕組まれたもので、武力により力を増していた法華宗を服従させるための政略的なものであったと言われています。

(2) 現在の浄厳院

境内には、今なお多くの建物が残り、主要なものを年代順に記すると次の通りです。

本堂（重要文化財）…室町中期

（天正5年移築）

楼門（県指定）…室町後期か？

不動堂…元禄16年（1703）鬼瓦銘

観音堂…享保6年（1721） //

鐘楼…寛保2年（1742） //

釈迦堂…天保10年（1839） //

他に、勅使門、高麗門、書院、庫裡などがあり大伽藍を構成しています。また絵画、彫刻、工芸品といった文化財も数多く伝えられています。

2. 同様な建物について調べる

建物の特徴について述べようとする、多くの同じような建物の中での位置づけが必要となります。つまり、他の建物とどこが同じで、どこが違っているかを見きわめることです。そのために、滋賀県内には、また全国には、類似する建物がどれくらい存在し、それらはいつの時代のどのような建物かを調べるわけです。

(1) 楼門とは

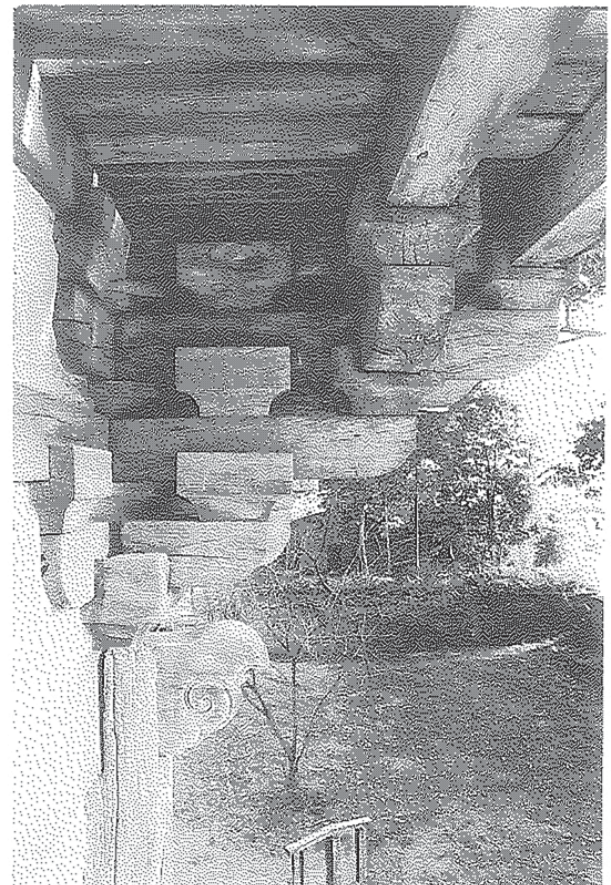
社寺に使われる門にはいくつかの形式があります。その中で楼門とは2階建てで、下層には屋根がつかず、上層のみに入母造り、または切妻造りの屋根を架け、2階の廻りには縁をめぐらす形式の門です。2階は形式上のもので、全体の形を整えるため高さも低く、人が上がるようなことはめったになく、そのようにもつくられてはいません。

(2) 他の楼門について

全国には、国宝・重要文化財に指定されている楼門が現在85棟あります。このうち国宝は4棟で、有名なものでは日光東照宮の陽明門^{ようめいもん}があります。時代別にみると、鎌倉時代8棟、室町時代30棟、桃山時代11棟、江戸時代35棟、明治時代1棟となります。建物の規模を正面の柱間の数でみるとその数は5間が3棟、3間が67棟、1間が5棟あり、3間の楼門がごく一般的であることがわかります。

滋賀県内にはこの内、11棟が所在し、都道府県別にみると一番多く残っています。中でも大野神社（栗東町）楼門は鎌倉時代前期の建立と考えられ、全国に残っている楼門の中で最も古いものと思われています。

楼門は、神社・寺院ともに用いられており、遺構数でみると、神社の方が多く残っており神社の門の形式として割と多く採用されたもののようです。神社建築が多く残っている滋賀県においては11棟中8棟が神社のものです。



頭皮木鼻及び組物

中世までの楼門は、1階を組んだ上に、2階の柱を載せるといった積み上げの構造です。このため屋根や軒廻りが破損し、さらに痛みが進むと、2階を取り払い、1階の組物の上に屋根をかけるといった修理がよくなされます。また、楼門で計画していたものが工事途中で設計変更され、一重となった門もあります。金剛輪寺二天門（秦荘町）は前者、新宮神社表門（甲南町）は後者の例です。

滋賀県の県指定を受けている楼門は、浄厳院を含め5棟あり、そのうち文明4年(1472)建立の矢川神社楼門は慶長年間に2階部分を欠失しています。浄厳院楼門も、明治22年の台風により2階部分が大破し、2階は現在もありませんが、屋根の形、2階柱上組物が大改造され今日に至っています。

(3) 浄厳院楼門の位置づけ

浄厳院楼門の建立年代については、資料がなく、明らかではありません。信長により建立された寺で、浄厳院本堂、掬見寺(安土町)の仁王門、三重塔はみな他の地から移築されたことが判明しています。新しく建てるより、建っているものを持ってくる方法がずっと早いという、合理的な考えによるものなのでしょう。後で述べますが、この楼門も、建

築様式から信長の時代以前の建物とされますので、同じように移築の可能性が考えられます。これは今回の修理により判明すると思われませんが、信長の社寺造営方法を考える上での一資料となることでしょう。

建立年代の不明な建物がいつ頃建てられたものか判定するのに、建立年代のはっきり分かっている建物と比較することにより、およそそのことがわかります。建物にも、時代によって流行が表現され、それが様式として時代毎に変化していくのです。ただし、これには地域や建立の背景により一概に言えない部分もあります。

時代判定の目安となるもののひとつに、装飾的な彫刻部分があり、その形や彫りには時代の特徴が良く表れています。浄厳院楼門のかえるまた きはな墓股、木鼻と呼ぶ部分は、ひよしたいしゃ日吉大社東本宮楼門（大津市、桃山時代）なむらじんじや苗村神社楼門（竜王町、大永2年・1522）あぶらひ油日神社楼門（甲賀町、永禄9年・1566）のそれに非常によく似ており、これにより16世紀ごろの建物と考えられます。

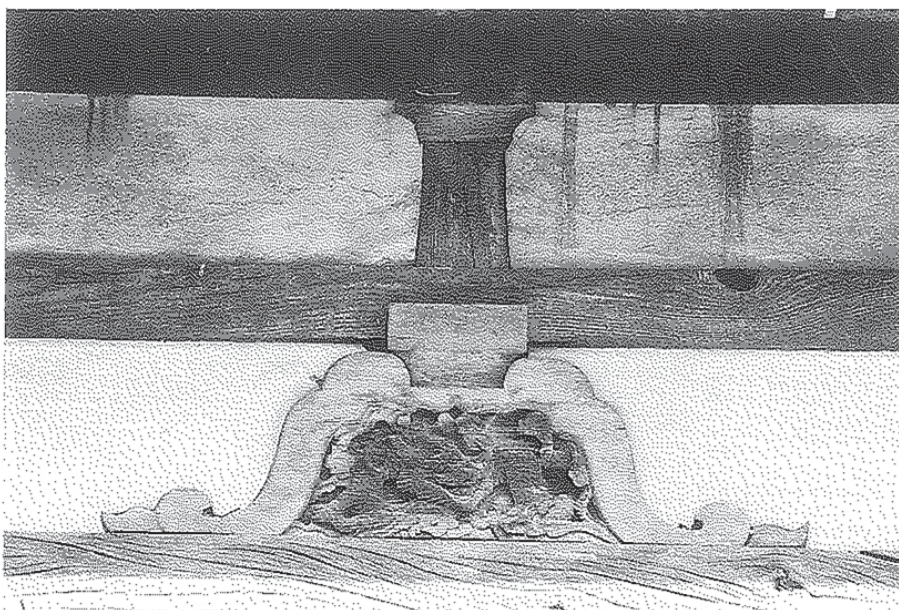
構造についてみますと、明治に改造された部分以外は、中世にみられる楼門の標準的なものであり、また、2階の軒より下の部分は当初材が良く残っています。

このようにこの楼門は、16世紀ごろの建物で、当時の楼門建築を考える上で、その流れを知るために貴重な建物です。

今回の修理に伴う調査により、詳細な建築技法を解明し、建築的により確かな存在となることでしょう。

3. 修理する建物を調べる

文化財建造物も、修理する際には、新築と同じように設計書をつくります。まず、建っている状態で、ど



墓股

こをどのように直すか調査し、そしてそれはいくらかかるか積算して、これに基づいて、着工するわけです。この設計が、建物を調べる第一段階になるのです。しかし解体しないとどのくらいいたんでいるのかわからない部分があるのはもちろんですが、文化財建造物の場合は、解体に伴う調査で当初の形式が判明し復原を行う場合が多分にあるのです。ですからこれらの場合は、解体が終わり、それらが判明した時点で、もう一度設計しなおす訳です。この点が一般の建築の場合と異なります。

(1) 修理前の調査

当初の設計に基づいて工事が始まると、建物を解体する前にいくつかの作業を行います。

(ア) 実測図の作製

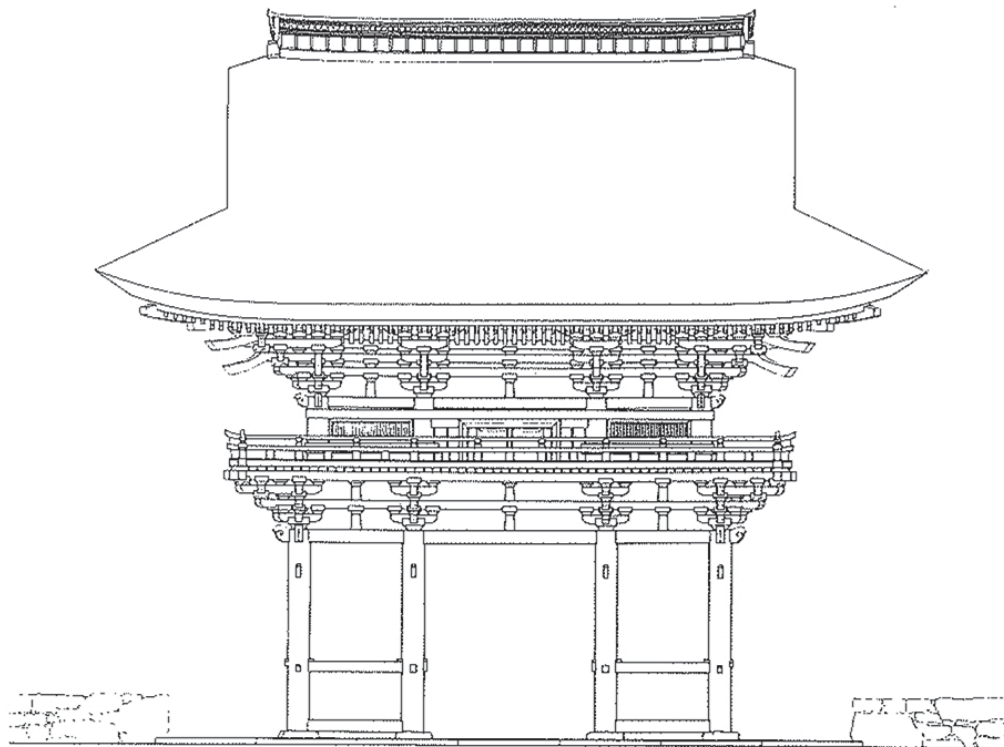
解体修理を受けるような建物は、柱の傾斜・^{ふどうちんか}不同沈下、軒の^{すいか}垂下などいたるところに歪みや破損を生じています。この状態のままを正確に写したのでは、記録としてはおもし

ろいのですが、実際の工事には役立ちません。製図にあたっては、傾斜や歪みを正しく水平、垂直に直すなど復元的に行うのです。ですから、その部材は本来どのように取り付け、納まっているのかという基本的な知識が必要になるのです。

浄厳院の楼門では、柱の不同沈下・傾斜が大きく、2階の柱を受けている部材は、虫害のため、荷重でつぶれている部分があります。軒は4隅が垂下し鉄骨の支柱で支えている状況です。これらは、建物全体を観察し、最も状態の良い部分で、本来の納まりを想定し作図します。

(イ) 以前の修理の調査

建物は長い年月の間に、必ずどこか修理改造の手が加えられています。文化財の修理の際には、建物がどのように移り変わってきたか詳細に調査をします。そのため建物解体の前にお寺の記録や言い伝え等がないかあらかじめ調べておき、これを考慮して建物を調べ



重要文化財 苗村神社楼門（報告書より転載）

るのです。

浄厳院楼門に関し過去の修理などが分かるのは、明治22年の強風により2階部分を修理したこと(墨書札^{ぼくしょふだ}と言い伝え)、そして昭和41年に文化財指定され42年に屋根葺替えをしたことだけです(墨書札は現在所在不明。本堂修理工事報告書に記載有り)。なお、明治22年の修理は、強風で2階の屋根が破損したため、それまでの入母屋造りを現在の切妻造りに改造しています。

(ウ) 痕跡調査^{こんせき}

前述したように建物は、一般的に長い年月の間に修理・改造が何度か行われます。これを建物から調べるのが痕跡調査です。改造を行った場合、その前の部材が取り付いていた「あと」が柱など古い部材の表面に残っているのです。それは欠き込みであったり、釘穴であったり、風化差であったりします。これらの痕跡を建物としての納まりや、そのようなものが残っている他の建物の例を考慮して、前の状態を推定するのです。建物が古ければ、同じ個所を何度も改造し、その痕跡がいくつも重なることもあります。これらは実測、観察をじっくり行い他の部分との関連も考えながら、その前後関係を明らかにし、その時々^{うめき}の納まりと形を推定するのです。この調査は推理小説を読むようなおもしろさがあり、調査のなかでも楽しいものです。しかしその反面、建物を復原しようとする、厳密な調査が要求され、それが不十分だと建物として復原には至らないのです。

この調査は建物を解体しながらまとめるのですが、解体前にも可能な限り痕跡調査を行っておき、およその推測を立て、それをふまえて解体を行っていきます。

浄厳院楼門は、前述したように屋根が改造されています。これを建物の痕跡で見ると、丹塗^{たんぬ}りされていず、明らかに後から入れたとわかる部材で今の屋根が構成されていること、組物が一部切断されたり、埋木^{うめき}が施されてい

る等の改造の痕^{あと}が見られること、そして何より小屋組の中には、入母屋であった証拠の部材が切断されて転用されているのです。このように墨書札、言い伝えが正しい事が建物からもわかるのです。他にも現在板壁であるところが土壁、仁王像の周囲の格子が金剛柵という形式であったことが痕跡から推定されます。

4. 部材を調べる

修理には可能な限り古材を再用する事につとめます。これはその部材が建物を特徴づける物ならば当然ですが、そうでない部材でも使用した工具の痕が残っていたり、どのような材料をどう使っていたか当時の建築技術を知る事ができる貴重な資料なのです。そして古材は、将来において進んだ機器等による技術で、今以上の情報^{うめき}がその物から得られるかもしれないのです。それと共に、何百年という歴史を経てきた重み^{うめき}がその物にあるからです。

解体にあたり、このような事から部材は大事に扱い、一つ一つ丹念に調査し、それを記録に残すのです。

おわりに

以上、文化財建造物の修理について、浄厳院楼門の工事進捗状況に合わせその一部を述べました。解体が始まったばかりであり、あまりこの建物の技法的な事については述べられませんでしたが、もし興味を持たれた方は、現場に足を向けてみて下さい。

滋賀文化財教室シリーズ No.141号

発行年月日 1993年12月20日

編集・発行 財団法人 滋賀県文化財保護協会

〒520-21 大津市瀬田南大萱町1732-2

TEL(0775)48-9780 FAX(0775)43-1525